

令和 7 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 7 年 1 0 月 2 2 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	瀬戸 美一
2 番	大沼 正明
3 番	八木 基之
4 番	水口 剛文
5 番	野田 敏彦
6 番	高田 康子
7 番	服部 正平
8 番	青木 幸博
9 番	秋山 恭亮
10 番	沈 久美
11 番	宮下 知朗
12 番	土屋 利絵
13 番	室伏 信也
14 番	中野 博
15 番	長澤 務
16 番	海野 豊彦
17 番	向笠 達也
18 番	飯田 安雄
19 番	村田 耕一
20 番	鈴木 文子
21 番	石井 真人
22 番	岡田美喜子
23 番	横山 博一
24 番	弓場 重明

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士
副管理者	杉山 浩生
監査委員	藤沼 和明

事務局出席者

勝又 慶貴
大川 秀平
関口 智也

令和7年10月22日（水）

午後2時57分 開議

議 事 日 程

日程第 1		仮議席の指定 -----	3
日程第 2		組合議会議長の選挙 -----	3
日程第 3		議席の指定 -----	4
日程第 4		会期の決定 -----	5
日程第 5		会議録署名議員の指名 -----	5
日程第 6		組合議会副議長の選挙 -----	6
日程第 7	認第 1 号	令和 6 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳 入歳出決算認定について -----	7
日程第 8	議第 4 号	令和 7 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補 正予算案（第 1 号） -----	10
日程第 9	議第 5 号	組合共有地の貸付について -----	12
日程第 10	議第 6 号	組合監査委員（議員中より選出）の選任について -	13
日程第 11	議第 7 号	組合監査委員（識見を有する者）の選任について -	14

臨時議長の紹介

- 事務局（大川秀平） 皆さん、こんにちは。事務局の大川でございます。
定刻前ではございますが、皆さんお集まりとのことで始めさせていただきたいと思っております。

本日の定例会は、改選後初の議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

本日、出席議員のうち、三島市の横山博一議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。横山博一議員、議長席にお着き願います。

〔横山博一議員、議長席に着席〕

- 臨時議長（横山博一） ただいまご紹介にあずかりました横山博一でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

- 臨時議長（横山博一） 日程第 1 仮議席の指定をいたします。
仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第 2 組合議会議長の選挙

- 臨時議長（横山博一） 次に、日程第 2 組合議会議長の選挙を行います。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選により選出したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（横山博一） 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（横山博一） ご異議なしと認めます。
よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。
議長は慣例により、三島市選出の議員の中から選出することになっております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（横山博一） 異議なしと認めます。
よって、三島市選出の議員の中から選出することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 0 分 休憩

午後 3 時 0 2 分 再開

○臨時議長（横山博一） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議長に岡田美喜子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました岡田美喜子議員を三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議長の当選人に決めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（横山博一） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡田美喜子議員が三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました岡田美喜子議員が議場におられますので、会議規則第101条の規定により告知いたします。

ただいま議長に当選されました岡田美喜子議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔22番 岡田美喜子議員登壇〕

○22番（岡田美喜子） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様のご推挙を賜り議長に就任させていただくことになりました岡田美喜子でございます。誠に光栄の至りに存じ、厚く御礼を申し上げます。

もとより浅学非才な身ではございますが、皆様のご指導とご鞭撻を賜りながら、私たちの貴重な財産である箱根山の保全と発展のために誠心誠意努めてまいりますと存じます。

重ねて皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（横山博一） それでは、岡田美喜子議員、議長席にお着き願います。よろしく申し上げます。

〔22番 岡田美喜子議員、議長席に着席〕

○議長（岡田美喜子） 会議を再開いたします。

本日の議事日程は文書をもって通知申し上げたとおりであります。

日程第3 議席の指定

○議長（岡田美喜子） これより、日程第3 議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第3条において、くじによりとなっておりますが、議長においてただいまご着席されている仮議席をもって議席としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） ご異議なしと認めます。

よって、議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第 4 会期の決定

- 議長（岡田美喜子） 次に、日程第 4 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岡田美喜子） ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。
-

日程第 5 会議録署名議員の指名

- 議長（岡田美喜子） 次に、日程第 5 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において、1 番 瀬戸美一議員、2 番 大沼正明議員の両名を指名いたします。
-

管理者挨拶

- 議長（岡田美喜子） この際、豊岡管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔豊岡武士管理者登壇〕

- 管理者（豊岡武士） 貴重なお時間をお借りいたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご出席いただきました議員の皆様方におかれましては、このたびの組合議会の改選によりまして、今後 4 年間、三島市外五ヶ市町箱根山組合の議会議員として、組合共有財産の管理や運営につきまして、ご指導、ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。

ただいま選任されました岡田議長さんの下で、私たちも全力で取り組んでいきたいと考えておるところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、当組合管理地の森林は、その大部分が戦後の一斉植林といいまして、70年生の人工林の様相となっております。既に森林資源として成熟期を超えていることから、現在、事業者等と連携を図りまして木材利用を目的とした間伐を進めているところでございますが、特に国の基本理念の一つである「森林の有する多面的機能の発揮」を常に念頭に置きまして、「治山・治水」を重要視する中で森林環境保全、災害防除を意識した森づくりを進めていきたいと存じておるところでございます。

いずれにいたしましても、この箱根西麓の共有地並びに森林環境につきましては、諸先輩方から受け継いだ、私たちのかけがえのない財産であります。常に長期的な視野に立ち、100年先を見据えた管理、整備に取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、豊富な知識、経験を基に当組合の発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますことを改めてお願い申し上げます、私からの

ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第6 組合議会副議長の選挙

- 議長（岡田美喜子） 次に、日程第6 組合議会副議長の選挙を行います。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により選出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岡田美喜子） ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名すること
にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岡田美喜子） ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
副議長は慣例によりまして、今回は函南町選出の議員の中から選出すること
になっております。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岡田美喜子） ご異議なしと認めます。
よって、函南町選出の議員の中から選出することに決定いたしました。
三島市外五ヶ市町箱根山組合議会副議長に長澤 務議員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました長澤 務議員を
三島市外五ヶ市町箱根山組合議会副議長の当選人と決めることにご異議ござい
ませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岡田美喜子） ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました長澤 務議員が三島市外五ヶ市町箱根山
組合議会副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました長澤 務議員が議場におられますので、会
議規則第101条の規定により告知いたします。
ただいま副議長に当選されました長澤 務議員から発言を求められておりま
すので、これを許します。
〔15番 長澤 務議員登壇〕
- 15番（長澤 務） ただいま皆様方のご推挙により副議長に就任いたしました
函南町の長澤 務でございます。誠に身に余る光栄とともに、その責務の大
きさに身の引き締まる思いでございます。
もとより浅学非才ではございますが、さきに就任されました人格、識見とも
優れた岡田議長の下、当組合議会の円滑なる運営のため懸命に努力いたす決意
でございます。
議員皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまし
て、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

日程第 7 認第 1 号 令和 6 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（岡田美喜子） 次に、日程第 7 認第 1 号 令和 6 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました認第 1 号 令和 6 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、提案の要旨を申し上げます。

初めに、歳入の概要をご説明いたします。お手元の決算書、1 ページ、2 ページをお開きください。

一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算現額7,627万4,000円に対し、収入済額は7,744万4,377円で117万377円の超過となりました。予算比は101.5%でした。また、調定額は8,571万8,357円で、収入未済額は827万3,980円となりました。この収入未済額は、2 款財産収入、1 項財産運用収入において、1 節貸地料の法人17団体のうち 1 団体が未納となったこと等によるものでございます。

次に、歳出の概要をご説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。

下から 2 番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額7,627万4,000円に対し、支出済額は6,921万3,605円で不用額は706万395円となりました。執行率は90.7%でした。この結果、4 ページの一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引残額は823万772円となり、令和 7 年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細についてご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料の収入済額424万1,069円のうち、1 項 1 目使用料、1 節電柱敷使用料213万4,500円は、東京電力関係が838本、N T T 関係が585本の使用料です。2 節その他使用料210万5,769円の主なものは、ガス管の埋設に伴う熱海瓦斯株式会社からの土地占用料などです。

次に、2 款財産収入の収入済額6,414万9,218円のうち、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節貸地料3,875万1,318円は、芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書 4 ページ、5 ページに記載してあるとおりでございます。法人 1 団体の貸地料が未納となっていることから、収入未済額は793万300円となりました。

次に、2 目利子及び配当金、1 節預金利子260万5,501円は、積立金 8 億1,720 万円の運用利子です。

次に、3 目森林収入、1 節造林木売却収入712万4,507円は、スルガフォレスト株式会社が管理地内において森林経営計画に基づき間伐等を実施したことに

よる造林木売却収入で、詳細は業務報告書 6 ページ中段に記載してございます。

次に、2 項 1 目 1 節補償料収入1,566万7,892円は、J R 東日本や東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料、芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料などです。収入未済額34万3,680円は、貸地料未納と同じ法人による入会権補償料です。

7 ページ、8 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金の収入済額は881万3,332円でした。

次に、4 款諸収入の収入済額24万758円は、2 項 1 目雑入、1 節その他雑入のみの収入ですが、主なものは、5 年間の森林保険に再加入するに当たり、分収割合に応じて、森林保険料の70%分を分収林契約者から納入いただいた森林保険地元負担金です。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9 ページ、10ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費595万8,550円は組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬ですが、ほかに令和 6 年 7 月 23 日から 25 日の 2 泊 3 日で実施した林業地視察研修の経費も含まれております。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

2 款総務費3,575万4,345円のうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,567万2,345円は、特別職 2 名と一般職 3 名の人件費及び組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしましては、12節委託料113万3,990円は、組合のホームページ作成を委託したこと等によるものです。17節備品購入費194万433円は、組合事務用パソコンが更新時期を迎えたため、周辺機器も含め購入したものでございます。

次の 2 項 1 目監査委員費 8 万 2,000 円は、監査事務に要した経費でございます。

次に、15ページ、16ページをお開きください。

3 款財産費2,750万710円のうち、1 項財産費、1 目管理費2,312万9,710円の主なものをご説明いたします。なお、詳細につきましては、業務報告書 6 ページから11ページにかけて記載してございます。

それでは、決算書16ページ右側の備考欄をご覧ください。

財産管理事業1,996万2,684円のうち、9 行目の森林保険料42万2,527円は、森林の罹災に対応するために清水町ほか 8 団体の分収林と直轄林、計13.33ヘクタールの森林について、5 年間の森林保険に再加入したものでございます。

次に、財産管理台帳補正調査業務委託料309万1,000円は、組合管理地内の地籍調査未調査区域約32ヘクタールの現地踏査を実施し、境界点の検証及び座標値測定等の業務を委託したものでございます。

2 行において、次の機械器具費97万2,000円は、山林火災対応用資材として三島市消防団に貸与するため、サーマルカメラ付きドローン 1 台を購入したものでございます。

次に、農林道事業負担金237万7,264円は、林道諏訪ノ台線の路面修繕など三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担した

もので、詳細は業務報告書の7ページ下段に記載してございます。

3行おきまして、地籍調査事業負担金40万4,400円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき事業費の一部5%分を負担したものでございます。

2行において、次の送電線下補償料地元交付金473万8,958円は、J R 東日本及び東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の8ページ下段に記載してあるとおりでございます。

次に、森林セラピー誘客事業補助金100万円は、森林資源の有効活用を図るため、三島市観光協会が実施した森林浴を取り入れた誘客事業の創出に向けた活動に対し、補助したものでございます。

次に、水利採草補償料40万2,000円は、芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したものでございます。

次に、積立金440万円は、財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は8億2,160万円となりました。

次に、貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金8万5,000円と、次の行の分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金65万3,126円は、一般貸付地及び分収造林地の管理団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対し5万円を限度に事業費の2分の1を補助したもので、業務報告書の10ページに記載してあるとおりでございます。

次に、直轄地管理事業242万8,900円のうち直轄林管理事業委託料230万8,900円は、三島直轄林や函南直轄林の防火線や経路の下刈りをはじめ、熱海峠直轄地のネットフェンスの設置を委託したほか、倒木処理など管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書11ページ上段に記載してあるとおりでございます。

次に、17ページ、18ページをお開きください。

2目森林費437万1,000円についてご説明いたします。2目森林費は、森づくり事業のみの構成となっております。森づくり事業は、三島直轄林整備事業計画に沿って進めているもので、詳細は業務報告書11ページから12ページにかけて記載してございますので、併せてご覧ください。

決算書18ページ右側の備考欄、森づくり事業の1行目、広葉樹林化区域保全整備業務委託料89万4,000円は、学びの森や景観創造の森などの利用目的別の下刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの補修などの保全整備について委託したものでございます。

次に、広葉樹林化区域間伐業務委託料82万7,000円は、協働の森の広葉樹林化に向け、約1.3ヘクタールの間伐や林床整理等を委託したものです。

次に、混交林化区域保全整備業務委託料28万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など保全整備について委託したものです。

次に、三島フォレストクラブ事業補助金20万円は、三島直轄林内における植生調査・保全活動に対し補助したものでございます。

次に、箱根接待茶屋の森事業補助金190万円は、箱根接待茶屋の森約10ヘクタールの森づくり活動に対し補助したものと、森林環境教育イベントとして年4回実施した森の楽校の開講・運営に対し補助したものでございます。

次に、森林ボランティア推進事業負担金27万円は、三島市が森林・林業人材育成事業の一環として実施した箱根西麓森林塾講座の事業費の一部を負担したものでございます。

以上で説明を終わります。なお、詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してございますので、参考にしていただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田美喜子） 当局からの説明が終わりました。

次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔藤沼和明監査委員登壇〕

○監査委員（藤沼和明） ただいま上程になりました認第1号 令和6年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査しました結果を、監査委員を代表してご報告申し上げます。

審査に付されました令和6年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び附属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和6年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことをご報告申し上げます。

なお、審査の詳細につきましては、お手元の別冊決算審査意見書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長（岡田美喜子） 以上で当局からの説明及び監査委員の報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ討論を終わり、これより認第1号 令和6年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することにご異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田美喜子） 挙手全員と認めます。

よって、認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

日程第8 議第4号 令和7年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案（第1号）

○議長（岡田美喜子） 次に、日程第8 議第4号 令和7年度 三島市外五ヶ

市町箱根山組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第4号 令和7年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に285万7,000円を追加し、予算の総額を7,799万7,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案6ページ、7ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項1目使用料、2節その他使用料100万円は、沼津河川国道事務所が施工している国道1号山中新田地区交通対策工事や東京電力パワーグリッドが施工している送電線路真鶴線鉄塔建替工事等に係る工事用地として土地を一時的に使用させたことから、土地一時使用料を増額しようとするものです。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節貸地料12万7,000円は、この後の議第5号議案においてご審議のお願いを予定しておりますが、株式会社フジューに対し、組合管理地を貸付けするに当たり計上したものです。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

3款1項1目1節繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しておりますので、173万円を増額しようとするものでございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、12ページ、13ページをお開きください。

3款1項財産費、1目管理費を272万円増額しようとするものですが、その内訳について説明いたします。

12節委託料72万円は、財産管理事業の財産管理台帳補正調査業務委託料を増額するもので、三島市地籍内の字エビノ木区域の約3.76ヘクタールについて境界測量等を委託するものでございます。

24節積立金200万円は、組合の財政運営の健全化を確保するために増額しようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

4款1項1目予備費は13万7,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田美喜子） 当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ討論を終わり、これより議第4号 令和7年度

三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田美喜子） 挙手全員と認めます。

よって、議第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議第5号 組合共有地の貸付について

○議長（岡田美喜子） 次に、日程第9 議第5号 組合共有地の貸付についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第5号 組合共有地の貸付について、提案の要旨をご説明いたします。

現在、株式会社フジコーが、三島スカイウォーク内において森林のレクリエーション機能を生かしたアスレチックやセグウェイ等のアクティビティ施設を営業しておりますが、利用者が増加したことで受付や待機時間の増加のほか、駐車場の混雑が課題となっております。

そのため、これらの課題解消と利用者の快適性向上を図るため、アクティビティ施設等の拡張を計画しており、その用地として新たに組合共有地の一部を借地したい旨の申請が同社より提出されました。

今回の申請では、北側エリアの既存借地に隣接する五ヶ市町・三ヶ市町の管理地にまたがる区域4万4,641平方メートルの借地を希望しており、そのうち五ヶ市町管理地分として三島市字南原菅4708番の7、4708番の28、4708番の31の各一部及び4708番の26の全筆に当たる4万2,415平方メートルを、1平方メートル当たり9円、年額38万1,735円で貸付けしようとするものであります。

なお、同事業につきましては、当該地の借地人の理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。

また、お手元に参考資料として、事業概要書のほか土地調書、登記事項証明書、会社概要、賃貸借契約書（案）、平面図及び公図写しを添付させていただきました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田美喜子） 当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ本件について質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ討論を終わり、これより議第5号 組合共有地の貸付について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛 成 者 挙 手]

○議長（岡田美喜子） 挙手全員と認めます。

よって、議第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議第6号 組合監査委員（議員中より選出）の選任について

○議長（岡田美喜子） 次に、日程第10 議第6号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、5番 野田敏彦議員が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

[5 番 野田敏彦議員退場]

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[豊岡武士管理者登壇]

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第6号 組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員として、清水町の野田敏彦議員を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

野田敏彦議員は、令和5年以来、清水町議会議員として活躍されており、また、三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員も務められるなど、その豊富な経験と優れた識見は、監査委員としてまさに適任であると存じますので、ご推挙申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田美喜子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡田美喜子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡田美喜子） なければ討論を終わり、採決いたします。

野田敏彦議員の組合監査委員の選任について、これに同意する方は起立を願います。

[賛 成 者 起 立]

○議長（岡田美喜子） 起立全員と認めます。

よって、野田敏彦議員の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

5番 野田敏彦議員の復席を願います。

[5 番 野田敏彦議員復席]

○議長（岡田美喜子） ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました野田敏彦議員から発言を求められておりますので、これを許します。

[5 番 野田敏彦議員登壇]

○5番（野田敏彦） ただいま三島市外五ヶ市町箱根山組合監査委員の選任にご同意をいただきました清水町の野田敏彦でございます。

もとより経験不足ではございますが、皆様のご指導を仰ぎながら、監査の重要性を十分に認識し、微力ながら公正かつ厳正に職務を全うしてまいりたいと思います。

重ねて皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第11 議第7号 組合監査委員（識見を有する者）の選任について

○議長（岡田美喜子） 次に、日程第11 議第7号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔豊岡武士管理者登壇〕

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第7号 組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

これは、本組合監査委員であります藤沼和明氏から一身上の都合により、来る10月29日をもって退職したい旨の願い出が提出され、承認することといたしましたので、その後任といたしまして新たに川井國光氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

川井國光氏は、昭和49年に株式会社静岡銀行に入行され、平成19年に退職されるまで執行役員など数々の要職を歴任され、その後は株式会社木村鋳造所の取締役や株式会社フジコーの顧問を務められるなど、人格も高潔で本組合の財務管理、財産の管理運営に関しましても優れた識見を有しておりますので、監査委員としてまさに適任であると存じます。

また、退任されます藤沼和明氏につきましては、三ヶ市町の監査委員も含め、長きにわたり大変なご尽力をいただき、組合の管理・運営に多大な貢献をされております。退任に当たりまして、心から感謝を申し上げます次第でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田美喜子） 説明が終わりましたので、これより本件についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田美喜子） なければ討論を終わり、採決いたします。

川井國光氏の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡田美喜子） 起立全員と認めます。

よって、川井國光氏の組合監査委員の選任については、これに同意すること

に決定いたしました。

ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました川井國光氏から発言を求められておりますので、これを許します。

〔川井國光氏登壇〕

○番外（川井國光） ただいま三島市外五ヶ市町箱根山組合監査委員の選任につきましてご同意をいただきました川井國光でございます。

もとより至らぬ身ではございますが、皆様のご指導を仰ぎながら、監査委員として微力ながら、誠実かつ公正に職務を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岡田美喜子） 次に、退任されます藤沼監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔藤沼和明監査委員登壇〕

○監査委員（藤沼和明） このたび一身上の都合によりまして、来る10月29日をもって監査委員を退任させていただくことになりました。

在任中は、皆様方から格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。至らない点も多々あったかと存じますが、皆様のお力添えのおかげで無事に職責を果たすことができました。監査委員として、当組合の運営が適正に執行されているか、常に公平・公正な立場に立ってこの職務を遂行できるよう、最善の努力を尽くしてきたつもりでございます。

後任の川井國光氏におかれましては、これまでの経験と実績を踏まえ、当組合の健全な発展に向けて、さらに尽力されることを確信しております。

今後は、一員として当組合の活動を見守りつつ、皆様方のご活躍と当組合のさらなる発展を心より祈念申し上げます。

最後になります、改めて皆様方の今後のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（岡田美喜子） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

ここで、杉山副管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔杉山浩生副管理者登壇〕

○副管理者（杉山浩生） それでは、すみません、貴重なお時間をいただきまして、1点報告をさせていただきます。

現在、三島市、裾野市、熱海市、長泉町、函南町の3市2町でごみ処理施設の広域化の協議が進められております。このような中、三島市から広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定事由に適合する組合所有地の情報提供を求められたことを受け、三島市字下小菅地内ほかの三島市外五ヶ市町箱根山組合所有地の情報を提供いたしました。詳しい場所は、今配付した資料のとおりで、住宅地があるところが佐野見晴台、そしてゴルフ場があるところが三島カントリークラブになります。今後、三島市では、この土地を広域ごみ処理施設の候補地の一つとして検討したいということであり、周辺住民との意見交換を行った上で、その状況次第で改めて組合に対して協議があると記憶しております。あくまで三島市に対し、選定基準に適合する組合所有地の情報提供であり、建設候

補地として選定したわけではないことをご理解いただきたいと存じます。

私からの報告は以上でございます。

- 議長（岡田美喜子） 次に、豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔豊岡武士管理者登壇〕

- 管理者（豊岡武士） 議会閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

その前に、ただいま資料を提供させていただいてご報告させていただきましたけれども、3市2町におきまして、広域的なごみ処理場を建設すべく、いろいろな検討がされたようでございます。そうした中で、適当な候補地がないかということで、組合に対し、その資料提供を求められて、その場所が一つの候補地ということでの3市2町の協議会に提示させていただいて、そこでまたいろいろと検討がされるというふうになるわけでございます。ぜひご理解のほどお願い申し上げます次第でございます。

それでは、本日、皆様には三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月の定例会におきましては、令和6年度の組合会計決算について認定を賜り、また、その他の議案につきましてもご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

最初のご挨拶でも申し上げましたとおり、組合共有地の善良な管理はもとより、今後の森づくりに係る管理・保全整備につきましても、さらに積極的に取り組み、この箱根西麓のかけがえのない財産である森林環境を後世に継承するため、一体となって尽力したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともお力添えをいただくとともに、ますますご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

- 議長（岡田美喜子） これをもちまして10月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時00分 閉議）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

令和7年10月22日

議 長 岡田 美喜子

会議録署名議員 瀬戸 美一

会議録署名議員 大沼 正明